

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530165

研究課題名(和文)日米安全保障条約の事前協議制度をめぐる密約の政治史的構造

研究課題名(英文)Secret Agreement Issues in Prior Consultation System of the Japan-US Security Treaty

研究代表者

信夫 隆司 (SHINOBU, Takashi)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：00196411

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円、(間接経費) 330,000円

研究成果の概要(和文)：2010年3月、密約に関する外務省報告書・有識者委員会報告書が公開された。調査対象となった密約は、1960年の安保改定にかかる核持ち込み及び戦闘作戦行動のための基地使用、1969年の沖縄返還交渉時の核持ち込みである。ただ、これら報告書の発表によって、事前協議制度をめぐる密約問題に決着がついたわけではない。本研究では、日米の公文書の分析を通じ、核搭載艦船の寄港等が事前協議の対象ではなかったことに、当時の藤山愛一郎外務大臣は口頭では了解していた、朝鮮議事録が「討議の記録」のさらなる例外として作成された、沖縄返還にあたっての米側の眼目は、在日米軍基地使用の範囲拡大であったことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In March 2010, the Ministry of Foreign Affairs and the academic persons committee released the reports about secret agreements concerning security treaty revision of 1960 and Okinawa reversion negotiations in 1969. But, by these reports, the secret agreement issues over the prior consultation system were not cleared yet.

In this study, I got following three conclusions from the analysis of the Japan-U.S. official documents. P r i m a r i l y, a port of the nuclear-armed warship ship was not objects of the prior consultation, as Minister of Foreign Affairs Aiichiro Fujiyama understood it orally. Second, the Korean minutes were made as a further exception of "the Records of the Discussion". Third, the main end of the Okinawa reversion for the U.S. side was the expansion of Japanese base use by the U.S. Forces in Japan.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：密約 核持ち込み 戦闘作戦行動 沖縄返還 事前協議制度 東郷文彦 藤山愛一郎 岸信介

1. 研究開始当初の背景

(1)2009年の政権交代に伴い、政権を担った民主党は、政権発足前から、日米安保条約の事前協議制度をめぐる、日米間に存在したとされる密約を調査することを明らかにしていた。政権発足後、岡田克也外務大臣は外務省事務方に密約の調査を命じ、その後、2010年3月、外務省報告書並びに有識者委員会報告書が公表された。

(2)調査対象となった密約は、以下の4点である。(イ)1960年1月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する「密約」、(ロ)1960年1月の安保条約改定時の、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」、(ハ)1972年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する「密約」、(ニ)1972年の沖縄返還時の、原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」。このうち、(イ)～(ハ)が、いずれも日米安保条約の事前協議制度に関連し、本研究の分析対象とした。

2. 研究の目的

(1)核持ち込み問題について、従来、核搭載艦船の寄港等は事前協議の対象とはしない密約があったのではないかとされてきた。「討議の記録」第二項aによると、岸・ハーター交換公文にある「装備における重要な変更」とは、「核兵器を日本に持ち込むことを意味する」とある。そのため、核搭載艦船の寄港等がこの「持ち込み」にあたるのか否かが議論されてきたのである。日本側は持ち込みにあたり、アメリカ側はあたらなしとし、両者の主張は真っ向から対立したという。この結果、核持ち込みをめぐる日米間に認識の不一致があったのではないかとするのである。これは、安

保改定交渉当時、外務省安全保障課長をつとめ、沖縄返還交渉ではアメリカ局長であった東郷文彦が、そのメモで1968年に定式化した解釈である。その影響もあってか、有識者委員会報告書は、日米間にこの問題を追及しない「暗黙の合意」があった、と結論づけている。

ただ、こうした解釈には疑問がある。交渉過程で、藤山愛一郎外務大臣は、少なくとも口頭では、米側の解釈を了解していた事実がある。ただ、秘密の合意を残したくないとの日本側の要望をアメリカ側も考慮し、岸・ハーター交換公文の解釈を示す文書として、「討議の記録」が作成された。

この「討議の記録」の作成経緯・意味を明らかにするのが、本研究の第一の目的である。

(2)戦闘作戦行動のための在日基地使用については、すでに有識者委員会報告書でも、朝鮮議事録は密約であったと認定されている。この点をさらに論証する必要はない。ただ、この朝鮮議事録の作成経緯は、これまで、ほとんど明らかにされていない。この議事録が作成された背景に、朝鮮戦争時に吉田・アチソン交換公文がかわされ、安保改定では、この交換公文をいかに扱うかという問題があったのである。アメリカ側は、同交換公文は安保改定後もそのまま効力を有すると主張し、日本側は、旧安保条約の失効にともない、同交換公文も運命を共にすると論じた。この交換公文の効力をめぐり、日米間にはこうした解釈の違いがみられたのである。

アメリカ側の主張を具体的にみると、極東において国連軍が戦闘作戦行動をとる必要がある場合、在日基地から朝鮮戦争勃発時と同じ行動をとれる、というものであった。これ

に対し、日本側は、朝鮮戦争は休戦状態で安定し、事前協議の例外は認められないと主張したのである。こうした日米間の主張の違いを調整したのが朝鮮議事録である。

この朝鮮議事録の作成経緯、その意味を明らかにするのが本研究の第二の目的である。

(3) 沖縄返還交渉の場合、日本側の交渉方針を示す言葉に、「核抜き・本土並み」がある。これは、沖縄にある核を返還時に撤去し、その後の核持ち込みは事前協議の対象となり、また、戦闘作戦行動のための基地使用の制限も、本土と同様に、沖縄にも適用されるという意味である。たしかに、建前上は、日本側が主張した「核抜き・本土並み」で沖縄は返還された。しかし、それは、やはり、「建前」であり、アメリカ側は、沖縄返還の代償として、核持ち込み問題と戦闘作戦行動のための基地使用の問題をからめる戦略をとり、実質的には、「本土並み」以上の成果を勝ち得た。

核持ち込みの場合、緊急時に事前協議の申し出があれば、日本側はイエスと述べる保証をしている。その証拠が秘密合意議事録であり、1969年11月19日の日米首脳会談の際、佐藤栄作総理とリチャード・ニクソン大統領により署名がなされた。この事実は周知のところであり、詳しくは、拙著『若泉敬と日米密約』を参照されたい。同議事録の策定にあたっては、佐藤総理の密使であった若泉敬とヘンリー・キッシンジャー大統領補佐官との間で交渉がおこなわれ、解決へのシナリオがつけられた。

この沖縄返還交渉における、とりわけ公式交渉を分析することが本研究の第三の目的である。

3. 研究の方法

本研究は、日米の一次史料にもとづくものである。日本側史料としては、外交記録公開により公開された文書、ならびに、行政文書開示請求により入手した文書を分析の対象とした。

また、米側文書に関しては、平成23年度から25年度にかけ、以下の日程で、米国立公文書館(ワシントンDC郊外のカレッジパーク)およびニクソン大統領図書館を訪問し、数万ページにのぼる文書を入手した。収集した主要文書を以下に記す。

- (1) 平成23年9月11日～19日(米国立公文書館)。主要収集文書:RG59 Records of U Alexis Johnson 1932-1977.
- (2) 平成24年5月29日～6月10日(米国立公文書館)。主要収集文書:RG59 1955-1959 Central Decimal File, RG59 Records of Douglas MaCarthur, II, 1951-1968, RG84 Japan; Tokyo Embassy; Classified General Records, 1959-1961, RG319 Center of Military History(CMH), Background Files to the Study History of the Civil Administration of the Ryukyu Islands, 1945-1978.
- (3) 平成24年9月17日～24日(米国立公文書館)。主要収集文書:RG218 Records of the U.S. Joint Chiefs of Staff, Central Decimal File 1959, RG59 Central Decimal File, 1955-1959, RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969.
- (4) 平成24年12月3日～9日(米国立公文書館)。主要収集文書:RG59 NSC Meeting Files 1969-1970, RG59 Records of U Alexis Johnson 1932-1977, RG84

Japan Tokyo Embassy Classified
General Records 1953-1955.

- (5) 平成 25 年 2 月 4 日～10 日（ニクソン大統領図書館）。主要収集文書：NSC Files, HAK Office Files, Kissinger Telcons.
- (6) 平成 25 年 12 月 26 日～30 日（米国立公文書館）。主要収集文書：RG59 Central Foreign Policy Files, 1950-1954, RG84 Japan, Tokyo Embassy.

4. 研究成果

(1) 核搭載艦船の寄港等が事前協議の対象となるかという問題について、三つの検証結果が得られた。第一に、アメリカ側は、核搭載艦船の寄港等は事前協議の対象ではないと藤山外務大臣に説明したところ（アメリカ側はその政策上、明確に「核」という言葉を使わなかったとしても）、藤山はそれに納得し、口頭では了解していた事実が判明した。藤山がその態度を一変させるのは、アメリカ側が、口頭了解の文書化を求めたときだった。第二に、安保改定交渉時、核「持ち込み」の解釈をめぐり、日米間に「認識の不一致」があったとされるが、それを調整するために作成された文書が「討議の記録」であることが明らかになった。第三に、安保改定時に安全保障課長をつとめていた東郷文彦が、沖縄返還の機運が高まる 1968 年、「東郷メモ」を作成し、「認識の不一致」を仮構した上、この問題が蒸し返されないよう、防護策をこうじたことが判明した。

(2) 朝鮮議事録の検証結果は、つぎの三点に要約できる。第一に、「討議の記録」のさらなる例外として、朝鮮議事録が作成され、同議事録は吉田・アチソン交換公文と関連してい

たことが明らかになった。第二に、朝鮮議事録草案の分析により、日本側が事前協議制度を貫こうとした様子が解明された。第三に、安保条約下の米軍と国連統一司令部下の米軍は、一見、同じようにみえるが、その概念的な違いを明らかにできた。

(3) 沖縄返還交渉の検討から、つぎの三つの結果が得られた。第一に、日本側の交渉方針にあった核抜き返還は、形式的には達成されたものの、結局、密約で決着をはからなければならなかった経緯が解明された。第二に、日本側は朝鮮議事録の廃棄を交渉方針に掲げたが、それを達成できなただけでなく、朝鮮議事録以上の内容を実質的に約束する譲歩を余儀なくされた。また、この問題には、アメリカの核抜きカードが関連していた。第三に、1971 年以降の東アジア情勢の変化によって、「韓国条項」「台湾条項」の意味が薄められただけでなく、アメリカは、国連統一司令部の終止を見越し、朝鮮議事録の延長を企図していた。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 3 件)

信夫 隆司、ポーレン・セラノ協定と事前協議制度、法学紀要、査読有、55 巻、2014、191-213

信夫 隆司、核持ち込みの事前協議をめぐる日米交渉、政経研究、査読有、49 巻 4 号、2013、71-118

信夫 隆司、為政者への戒めの意味も外交と情報公開をどう考えるか、改革者、53 巻 4 号、2012、38-41

[図書] (計 1 件)

信夫 隆司、日本評論社、若泉敬と日米密

約 沖縄返還と繊維交渉をめぐる密使
外交 、2012、409

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

信夫 隆司(SHINOBU, Takashi)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：00196411

(2) 研究分担者なし